

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
29	常滑市 国民健康保険給付に関する事務 基礎項目評価書(評価書番号30へ統合)

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

常滑市は、国民健康保険給付に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

常滑市長

公表日

平成29年3月21日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険 給付に関する事務(高額療養費・国保療養費・出産育児一時金・葬祭費・食事差額)
②事務の概要	国民健康保険法等に基づき、高額療養費、国保療養費、出産育児一時金、葬祭費等の保険給付事務およびその管理を行う。 ①各種給付情報の登録・管理 ②各種給付データ(振り込みデータ)の作成
③システムの名称	国民健康保険給付システム
2. 特定個人情報ファイル名	
高額療養費支給情報ファイル、国保療養費支給情報ファイル、出産育児一時金支給情報ファイル、葬祭費支給情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の30 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第24条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の1・2・3・4・5・17・26・27・30・33・39・42・58・62・80・87・93・106 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第12条の3、第19条、第20条、第25条、第33条、第43条、第44条、第46条、第53条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉部保険年金課
②所属長	保険年金課長 岩田 照巳
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部総務課 住所:常滑市新開町四丁目1番地 電話番号:0569-47-6101(直通) ファックス番号:0569-34-4329(代表)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	福祉部保険年金課 住所:常滑市新開町四丁目1番地 電話番号:0569-47-6114(直通)

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成26年11月27日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成26年11月27日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成24年10月15日	I 3法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 第30項 市町村長又は国民健康保険組合 「国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの」	番号法第9条第1項 別表第一の30 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第24条	事後	
平成28年10月15日	I 4②法令上の根拠	番号法第19条第1項 別表第二 第1,2,3,4,5,17,26,27,30,33,39,42,58,62,80,87,93,106項	番号法第19条第7号 別表第二の1・2・3・4・5・17・26・27・30・33・39・42・58・62・80・87・93・106 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第12条の3、第19条、第20条、第25条、第33条、第43条、第44条、第46条、第53条	事後	
平成29年3月21日	(評価書番号30へ統合)				